

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和7年8月1日

内閣総理大臣 石破 茂 殿
総務大臣 村上 誠一郎 殿
法務大臣 鈴木 馨祐 殿
財務大臣 加藤 勝信 殿
経済産業大臣 武藤 容治 殿

東京都品川区上大崎3丁目1-1 JR東急目黒ビル14階
トヨクモ株式会社
代表取締役社長 山本 裕次

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

トヨクモ株式会社（以下「弊社」という。）は、業務を効率化するクラウドサービス（SaaS）を提供している事業者です。

弊社は民間企業向けに電子契約サービスを提供しておりますが、この度国や地方公共団体にもサービスの提供を行う事を検討しております。職員の時間や手間、印紙のコスト、紛失等の契約業務の様々な課題から解放し、国や地方公共団体の生産性の向上に資することを事業目標としています。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

弊社の新事業活動は、「新たな役務の開発又は提供」に該当します。

Withコロナ、働き方改革、テクノロジーの進化、労働人口の減少等により、取引のデジタル化が進んでおり、契約行為についても電子化の機運が高まってきております。国の政策上も脱ハンコをはじめとしたデジタル化が推進されており、弊社サービスが行政サービスの向上に資すると考えております。中小企業庁によると、国の契約件数は約103万件（出典：中小企業庁「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に定める中小企業者の受注機会の増大のための措置に係る措置状況（平成31年3月））であり、サービス単価平均3万円と

仮定し、1事業者あたり平均して10件の契約が成される場合、最大で30億円の新たな需要喚起につながります。このうち、弊社サービスによる需要獲得が10%と想定した場合、3億円の新たな需要の獲得が見込まれます。また民間も含めると2027年の電子契約市場の市場規模は500億円と見込まれ(出典：株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場2023年版」)、



3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：弊社

サービス利用者（想定される利用者）：国・地方公共団体、法人及び個人

(2) 事業概要

PrintCreatorとは

弊社が提供するPrintCreatorは、サイボウズ株式会社が提供するkintone（キントーン）と連携するクラウドサービスです。kintoneとは、Webデータベース型の業務アプリ構築クラウドサービスのことと言います。そして、PrintCreatorはkintone上で動く書類作成ツールです。書類作成とは、利用者が雛形としてアップロードしたPDFファイルに対し、kintoneのデータを追加した書類を作成することができるというものです。例えば利用者がkintoneを使用して商談データを管理しており、用意した雛形のPDFに「株式会社様」という空欄を含んだ記述がある場合に、商談対象ごとに「A 株式会社 鈴木様」「B 株式会社 佐藤様」のように任意の情報を追加したPDFファイルを作成できるというものです。

新規事業内容

PrintCreatorの電子契約機能を国や地方公共団体にまで適用します。PrintCreatorは書類作成機能と電子契約機能を連携させることで、書類の作成から電子契約までを一気通貫してサポートし、利用者の書類作成・契約業務の効率化に寄与します。

そして、PrintCreatorを利用して以下の①から⑤の操作に基づいて電子契約を締結するシステムを「PrintCreator電子契約システム」といいます。なお、この「PrintCreator電子契約システム」は弊社自身の署名鍵を用いて電子署名をおこなう事業者署名型電子契約です。

PrintCreator の既存機能と電子契約機能の連携

PrintCreator は書類作成機能と電子契約機能を持つことになるため、利用者は

- 書類作成機能のみ利用
 - 電子契約機能のみ利用
 - 書類作成機能と電子契約機能の両方を利用
- という場合があり得ます。

書類作成機能と電子契約機能の両方を利用する場合、電子契約を依頼する相手に送信する PDF を、書類作成機能によって作成した上で送信するということが可能になります。これにより、それぞれの契約相手に合わせて契約書類を作成するという業務も効率化することができます。

具体的な電子契約の流れ

①契約を依頼する者（以下、依頼元）のうち PrintCreator の管理者は、PrintCreator にログインし、契約書（雑形契約）を PDF ファイル形式で用意して PrintCreator にアップロードします。kintone に保存されている文字や画像情報を PDF ファイルの指定箇所に埋め込むという指定と依頼元自身を最初の署名者とする指定を行い、さらに契約相手に記載を要求する項目（社名・氏名など）と署名場所などを指定して、「PrintCreator 電子契約システム」に必要な設定をおこないます。

②依頼元のうち契約依頼作業の実行者は事前に登録したメールアドレスとパスワードを用いて kintone にログインします。書類作成機能を利用する場合は、kintone の画面から①で設定したデータを元に契約書 PDF を作成します。書類作成機能を利用しない場合は送信したい契約書をアップロードします。

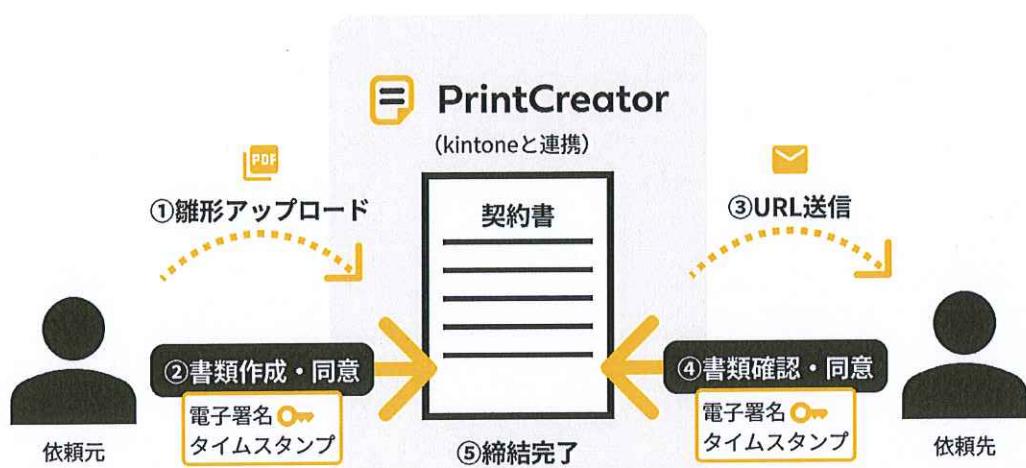
③依頼元のうち契約依頼作業の実行者は、PrintCreator に登録された契約を依頼され契約締結を行う人（以下、依頼先）のメールアドレス宛に、PrintCreator から電子メールの送信手続きを行います。

④電子メールの送信手続において、PrintCreator は依頼元に依頼内容の確認を求めます。依頼元は自分自身が最初の署名者であることを確認し、承諾するボタンを押します。この時、依頼元のみの意思にもとづき、弊社の意思を介在することなく、弊社の署名鍵による電子署名とタイムスタンプを付与した上で、依頼先に対して送信します。

⑤依頼先には PrintCreator 上で書類を確認・署名するための専用 URL が記載されたメールが送られます。URL は、一般に"マジックリンク"と言われる推測が難しい文字列で 1 契約ごとに異なる URL を生成する仕組みになっており、無関係な人物がその URL にアクセスすることは事実上不可能であり、メールを受信した人が署名を依頼された人であると評価することができます。依頼された人は URL にアクセスして契約文章を確認し、合意したというボタン

を押下するという操作を行います。

⑥依頼された人が⑤の操作をおこなうと、弊社の署名鍵による電子署名とタイムスタンプが自動的に付与され、契約締結が完了します。



(3) 新事業活動を実施する場所

弊社

4. 新事業活動及びこれに関する事業活動の実施時期

本照会の解釈が明らかにされ次第、速やかに実施する予定です。

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）

第四十九条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等（書類、計算書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び次条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。同項及び同条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

② 前項の規定により書類等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて財務大臣が定める措置を執らなければならぬ。

契約事務取扱規則（昭和三十七年大蔵省令第五十二号）

第二十八条 次の各号に掲げる書類等の作成については、次項に規定する方法による法第四十九条の二第一項に規定する財務大臣が定める当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録により作成することができる。

- 一 契約書
 - 二 請書その他これに準ずる書面
 - 三 検査調書
 - 四 第二十三条第一項に規定する書面
 - 五 見積書
- 2 前項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成は、各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成するものとする。
- 3 第一項第一号の規定により契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印に代わるものであつて法第四十九条の二第二項に規定する財務大臣が定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百三十四条 （略）
2～4 （略）

5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6 (略)

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）

第十二条の四の二 地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。

総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

第二条 (略)

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電子署名 次に掲げるものをいう。
 - イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名
 - ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
 - ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名
- 二 (略)

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

(1) 具体的な確認事項

- ① 弊社が提供する「PrintCreator 電子契約システム」による電子署名が、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に定める電子署名に該当し、これを引用する契約事務取

扱規則第28条第3項に基づき、国の契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印に代わるものとして利用可能であること。また地方自治法施行規則第12条の4の2に規定する総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第2条第2項第1号に基づき、地方公共団体の契約書類についても利用可能であること。

② 弊社が提供する「PrintCreator 電子契約システム」において、契約書等の電子データをアップロードし、それぞれの契約当事者がログインして双方の契約締結業務を実施する仕組みが、契約事務取扱規則第28条第2項に規定する方法による「電磁的記録の作成」に該当し、契約書類の作成に代わる電磁的記録の作成として、利用可能であること。

(2) 弊社の見解

① 確認事項①について

電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に定める電子署名を満たすためには、
(ア) 電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であること、(イ) 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること、(ウ) 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること、の3つの要件が必要とされますが、以下のとおり、弊社の「PrintCreator 電子契約システム」における電子署名は3つの要件をいずれも満たすと考えます。

(ア) 電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であること（第2条第1項柱書）

「PrintCreator 電子契約システム」では、PDFファイルに、契約当事者双方が同意することで、その都度弊社の意思が介在することなく電子署名が付与される仕組みであるため、第2条第1項柱書に定める要件を満たすと考えます。

(イ) 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること（第2条第1項第1号）

電子署名法第2条第1項第1号では、「当該措置を行った者」が作成した電子文書であることを示すためのものであることが、電子署名の要件の1つとして定められています。

「PrintCreator 電子契約システム」は、契約当事者ではなく弊社の電子証明書に基づき、いわゆる事業者署名型電子署名にあたることから、一概には当該措置を行った者が作成した電子文書であるとはいえないません。

ただし、総務省・法務省・経済産業省より、以下のとおり「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（令和2年7月17日）」が発出されており、事業者署名型電子署名についても一定の要件を満たす場合には、電子署名法第2条第1項の電子署名にあたることが示されています。

「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」より抜粋

- ・電子署名法第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」に該当するためには、必ずしも物理的に当該措置を自ら行うことが必要となるわけではなく、例えば、物理的にはAが当該措置を行った場合であっても、Bの意思のみに基づき、Aの意思が介在することなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はBであると評価することができるものと考えられる。
- ・このため、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はサービス提供事業者ではなく、その利用者であると評価し得るものと考えられる。
- ・そして、上記サービスにおいて、例えば、サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことによって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、これらを全体として1つの措置と捉え直すことにより、「当該措置を行った者（＝当該利用者）の作成に係るものであることを示すためのものであること」という要件（電子署名法第2条第1項第1号）を満たすことになるものと考えられる。

上記のQ&Aによると、事業者署名型のサービスにおいて、「当該措置を行った者（＝当該利用者）の作成に係るものであることを示すためのもの」というためには、次の2つの要件を満たす必要があります。

- (a) 技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていること
- (b) 利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことによって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになっていること

(a) の要件について

「PrintCreator 電子契約システム」による電子署名は、電子文書の送信を行った利用者のみの指図に基づき、弊社の意思が一切介在することなく、サービス提供事業者である弊社の秘密

鍵により暗号化する仕組みです。

具体的なプロセスは下記のとおりです。

依頼元が依頼先の情報（氏名、メールアドレス等）を登録の上、PrintCreator に契約書ファイル（PDF 形式）をアップロードするかもしくは当該システムを利用して契約書ファイルを作成し、署名欄の位置等を指定して送信を行うと、依頼先のメールアドレス宛てに、電子署名依頼のメールが PrintCreator から送信されます。この時、自分自身が最初の署名者であることが画面上に記載されており、依頼元がそのことを承諾するボタンを押すと弊社の署名鍵による電子署名とタイムスタンプが自動的に付与された後で依頼先に送信されます。依頼先は送信内容に記載の専用 URL をクリックすることで、オンライン上の PrintCreator の専用画面へ接続し、契約書の確認、署名を行うことができます。専用 URL は、依頼先のメールアドレスにのみ送信され、これ以外の者に知られないように厳重に管理されます。依頼先はオンライン上の PrintCreator にて、契約内容を確認のうえ、所定の位置に依頼元が指定する事項（契約者氏名等）を入力し、「書類に同意する」ボタンクリックすることで、弊社の署名鍵により自動的に電子署名およびタイムスタンプが付与され、弊社の意思が介在することなく依頼先のみの指示に基づき暗号化され、契約締結が完了する仕組みとなっております。

なお、以上の手続に関して、弊社の意思が介在する余地はありません。

理由ですが、まず依頼元、依頼先と PrintCreator の通信に関しては、TLS プロトコルを用いた暗号化された通信であるために、通信途中での署名指示の改ざんやなりすましはできません。あくまで依頼元、依頼先のみの指図に基づいて、弊社や第三者の意思が介在する余地はありません。

その他、利用者の意思に基づかない電子署名が行われないように、署名に使用する秘密鍵を利用するための情報は限られた開発者 [REDACTED] のみがアクセスできるようにアクセス権が厳重に管理されており、かつ操作のログ監視及びアラートの体制の整備を行っており、それらの開発者についても悪意をもってアクセスすることができないためです。

以上の通り、「PrintCreator 電子契約システム」においては、電子文書の送信を行った利用者のみの指図に基づき、弊社の意思が一切介在することなく、サービス提供事業者である弊社の秘密鍵により暗号化する仕組みであり、(a) の要件を満たすことになります。

(b) の要件について

「PrintCreator 電子契約システム」では、PDF において電子署名の情報が記載されています。このデータは Adobe Acrobat Reader 等の PDF リーダーの「署名パネル」で閲覧することができ、署名の詳細内の理由欄に、依頼元のものと依頼先のものの 2 つの署名があることが確認できます。それぞれの署名には、氏名・メールアドレス・署名時刻が署名の詳細として記載されます（下記「署名パネル」参照）。また、依頼元は PrintCreator にログインし、電子契約送信履歴のページから送信をおこなった利用者や送信日時を確認することができます（下記

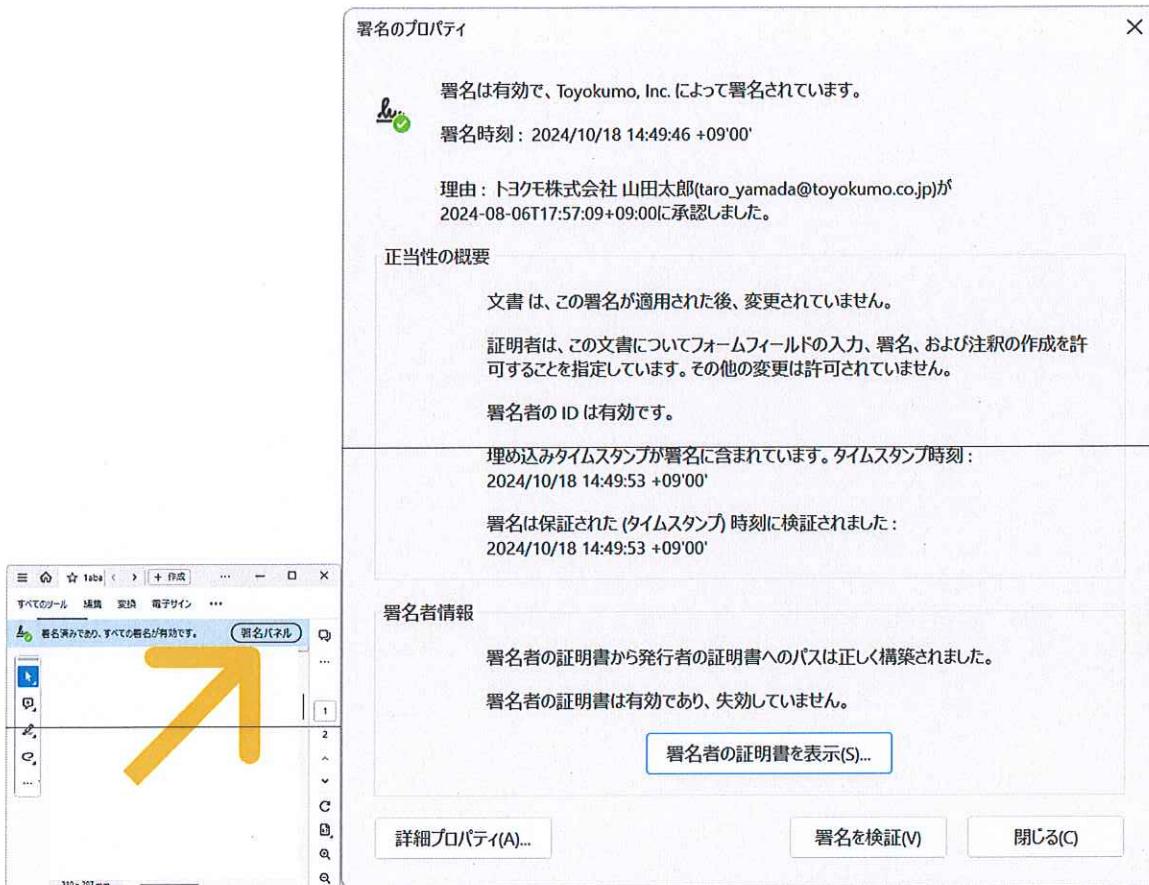
「依頼元の画面」参照)。依頼先についても、PrintCreator などの製品の認証システムである「Toyokumo kintoneApp」にログインして電子契約ページを見ることで同じように送信をおこなった利用者や送信日時を確認することができます(下記「依頼先の画面」参照)。

The screenshot shows the PrintCreator Premium interface. The top navigation bar includes 'PrintCreator プレミアム' and a user icon. Below the navigation, the URL is https://xxxx.cybozu.com/k/9/. The main content area is titled '秘密保持契約書' (Secret Keeping Contract). It displays a summary of the contract, including the URL and a '締結済み' (Signed) status with a date of 2024/03/13. Two buttons are visible: '締結済み書類' (Signed Document) and '合意締結証明書' (Consent Signing Certificate). A '操作履歴' (Operation History) section lists actions: '送信元人' (Sender) at 14:27 on 2024/03/12, and '宛名次郎' (Recipient) at 17:31 on 2024/03/13. A '署名項目' (Signature Item) section shows '署名者' (Signer) and '氏名' (Name) both listed as '宛名次郎'. The overall layout is clean and professional.

「依頼元の画面」

The screenshot shows the Toyokumo kintoneApp interface. The top navigation bar includes 'Toyokumo kintoneApp' and a user icon. Below the navigation, the URL is https://xxxx.toyokumo.co.jp/. The main content area is titled '秘密保持契約書' (Secret Keeping Contract). It displays a summary of the contract, including the URL and a '締結済み' (Signed) status with a date of 2024/03/13. Two buttons are visible: '締結済み書類' (Signed Document) and '合意締結証明書' (Consent Signing Certificate). A '操作履歴' (Operation History) section lists actions: '送信元人' (Sender) at 14:27 on 2024/03/12, and '宛名次郎' (Recipient) at 17:31 on 2024/03/13. A '署名項目' (Signature Item) section shows '署名者' (Signer) and '氏名' (Name) both listed as '宛名次郎'. The overall layout is clean and professional, matching the PrintCreator interface.

「依頼先の画面」



「署名パネル」

これによって、電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるので、(b)の要件も満たします。

以上の通り、(a)、(b) いずれの要件も満たすことから、「PrintCreator 電子契約システム」は、(イ) 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること（第2条第1項第1号）という要件を満たしています。

(ウ) 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること（第2条第1項第2号）

「PrintCreator 電子契約システム」の電子署名には、RSA 方式（ハッシュ関数 SHA256、鍵長 2048 ビット）の暗号アルゴリズムが使用されており、改変が行われていないかどうかを検知できるようになっております。

具体的な検知の仕組みは次のとおりです。署名者は電子文書から以下の手順で電子署名を作成します。まず、署名したいデータのハッシュ値を計算し固定の長さのデータに変換します。

次にそのハッシュ値と秘密鍵を用いて電子署名を作成します。受け取り手は、電子署名と公開鍵を用いて電子署名作成時点でのハッシュ値を算出します。また、署名対象のデータのハッシュ値を計算して、データのハッシュ値と電子署名作成時点のハッシュ値の比較を行います。上記の手順により、「電子署名の作成時点で算出したハッシュ値と受取り手が確認した時点で算出したハッシュ値が同じであることからデータの改変がなかったこと（逆も然り）」が証明できます。これは電子署名が「異なる秘密鍵から同じ署名データが作成されない」「異なるデータから同じ署名データが作成されない」といった性質に基づいています。また、公開鍵には「発行元」と「発行先」と「発行元の署名」が記録されているため「公開鍵自体が正しいものであるか」「信頼できる発行元が発行しているかどうか」を検証することができるため、「信頼できる発行元が発行先に対して発行された証明書」であることが証明され「誰が署名したか」も明確になります。

よって、（ウ）の要件も満たすと考えます。

以上の通り（ア）、（イ）、（ウ）いずれの要件も満たすことから、電子署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、これを引用する契約事務取扱規則第28条第3項に基づき、国の契約書について利用可能であると考えます。また、同理由により、地方自治法施行規則第12条の4の2に規定する総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第2条第2項第1号に基づき、地方公共団体の契約書類についても利用可能であると考えます。

② 確認事項②について

契約事務取扱規則第28条第2項は、「電磁的記録の作成は、各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成するものとする。」と定めています。

「PrintCreator 電子契約システム」は、利用者それぞれが電気通信回線で接続したPCを利用して情報をやり取りするという電子処理システムを利用して、PDFに必要な記載すべき事項を記録する方法により契約書類を作成していますので、契約事務取扱規則第28条第2項の要件を満たしており、契約書類の作成に代わる電磁的記録の作成として、利用可能であると考えます。

7. その他

特にありません。